

イギリス議会におけるアイルランド救貧法案の成立(2)

高 神 信 一

The Enactment of the Poor Law (Ireland) Bill in the British Parliament(2)

TAKAGAMI Shinichi

目次

はじめに

1. 第一次法案の下院における第一読会
2. 第一次法案の下院における第二読会
3. 第一次法案の下院における委員会審議（以上、『大阪産業大学経済論集』第9巻1号，2007年10月）
4. 第二次法案の下院における第一読会（以下，本稿）
5. 第二次法案の下院における第二読会
6. 第二次法案の下院における委員会審議
7. 第二次法案の下院における第三読会（以下，次稿）
8. 第二次法案の上院における第一読会および第二読会
9. 第二次法案の上院における委員会審議
10. 第二次法案の上院における第三読会

おわりに

4. 第二次法案の下院における第一読会

先にみたとおり，ウィリアム4世が崩御し，議会は解散され総選挙がおこなわれた。総選挙の結果，政権を維持したメルバーン内閣は，1837年11月15日から開催された議会に，第二次アイルランド救貧法案を上程した。11月20日，大法官がヴィクトリア女王の勅語を読み上げたが，そのなかでアイルランド救貧法案について以下のようにふれている。

アイルランドの貧民の状態についておこなわれた調査結果がすでに議会に提出されています。アイルランドの困窮者を法による適切に管理された方法で，救済することができます。

安全であり賢明であるかどうかを協議することが、あなたがたの義務です¹¹¹⁾。

12月1日、ラッセル卿が下院に第二次アイルランド救貧法案を上程し第一読会が開催された。ところで国王の崩御にともなう議会の解散から新たな議会が召集されるまでのあいだにニコルズはアイルランドで第二次調査をおこない、11月はじめに「第二次調査報告書」を提出した¹¹²⁾。第二次法案はニコルズの「第二次調査報告書」を参考にしたものの、第一次法案にわずかな修正が施されたにすぎなかった¹¹³⁾。

ラッセル卿は法案の説明にさいして、その詳細についてはふれずに、委員会審議で考慮すべき点についてのみ言及した。まず、ラッセル卿は貧民救済の原則について広まっている誤った考え方を正したいとし、アイルランドに救貧法を導入したからといってアイルランドが即座に繁栄するのではないことを強調した。彼によれば、国の繁栄は人命・財産の保障や職業選択の自由のもとで、人びとが努力することによってもたらされ、救貧法は国に繁栄をもたらすための手段ではなかった。それでは救貧法の目的とは何か。それについてラッセル卿は以下のようにいう。国の繁栄の陰には必ず貧困者が存在し、彼らを救済する手段が救貧法であると。続いて彼は救貧法が導入されようとするアイルランドの状況について説明した。イングランド人の状況がエリザベス女王の時代から改善されてきたいっぽうで、アイルランドではイングランドで認められてきた権利や自由がなく、多数のアイルランド人は健康状態も悪かった。近年のアイルランド人口は、1785年以来急速に増加し、1831年には776万7401人に増え、現在は800万人を超えている¹¹⁴⁾。

次にラッセル卿は、アイルランドにイングランド新救貧法を導入することに反対した貧民調査委員会を改めて批判した。貧民調査委員会は救貧院システムをアイルランドに導入すると、多数の困窮者が救貧院に流入し制御不可能になるから、病人や盲人のみを救貧院に収容すべきだと主張した。これに対してラッセル卿は、貧しいアイルランドでは病人や労働可能者を区別して救済することは難しいと、貧民調査委員会の提言に反論を加えた。また、貧民調査委員会が提案した貧民を移民させることについては、移民の受け入れ先の不都合を考慮していないと批判した¹¹⁵⁾。

111) *Hansard 3, Lords*, vol. 39, 14 (20 Nov. 1837).

112) 拙稿「イングランド新救貧法のアイルランドへの導入とG・ニコルズの調査報告書」を参照。

113) Conway, 'The Extension of the Poor Law', p. 248.

114) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 477-83 (1 Dec. 1837).

115) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 484-5 (1 Dec. 1837).

ラッセル卿はアイルランド救貧法案の具体的な説明をおこない、アイルランド救貧法には三つの基本的な枠組み、すなわち①救済の申請者に衣食住を保障する、②物乞いを禁止し財産を保証する、③地主と労働者の利害を結びつける、があることを説明した。アイルランド救貧法の根幹に当たる救貧院システムについては、ブリストルやリヴァプールなどでの調査によれば、アイルランド人は救貧院に入りたがらないので、アイルランドにおいて救貧院システムは機能するだろうと述べた¹¹⁶⁾。また貧民調査委員会が救済人数を238万5000人と算定していることについて、この人数は過大に見積もられているとして二つの理由をあげた。ひとつは、アルスタ地方では農業と製造業の双方に従事している者がおり、彼らの状態は貧民調査委員会が想定するほど悪くはなく、238万5000人から差し引くことができる。リネン産業に従事している人数はセンサスによれば、8859人であるのに対し、リネン産業は莫大な売上を計上していることがあげられた。もうひとつは、アイルランドからイングランドへ農業の出稼ぎをおこなわれており、彼らの人数を差し引くことができるということだった。毎年50万ポンド（一人当たり10ポンドから20ポンド）がイングランドでアイルランド人労働者によって稼がれているとも述べた¹¹⁷⁾。

ラッセル卿が法案を説明した後、議員たちが意見を述べた。発言した議員を順に列挙すると、ショー卿、チャールズ・スタイル (Charles Style) 卿、アイルランド・ホイッグのフィッツスティーブン・フレンチ (FitzStephen French)、ルーカス、財務相、オブライエン、リンチ、アイルランド・トーリのジョン・ヤング (John Young)、クレメンツ卿、ホイッグのR・A・スレイニ (R.A. Slaney)、ホイッグのエドワード・サグデン (Edward Sugden) 卿、リピール派のデイヴィッド・ロウチ (David Roche) だった。これらの議員のなかには、アイルランドに救貧法を導入することに反対する者はいなかった。スレイニなどは、アイルランドの貧困状態はキリスト教国にはあってはならないもので、救貧法の実施を期待すると述べている。

議員たちの発言を、(a) 救貧院システム、(b) 定住法、(c) 院外救済、(d) 移民・公共事業、(e) 救済すべき人数、(f) 救貧法委員会の構成とその権限、という項目別に分類

116) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 486-9 (1 Dec. 1837).

117) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 487-92 (1 Dec. 1837). フレンチは、ラッセル卿がアイルランド人労働者がイングランドにおける出稼ぎで年間50万ポンドを稼いでいると発言したことを問題とした。フレンチの調査ではアイルランド労働者は10ポンドも持ち帰れず、年間50万ポンドは過大に算定されているとした (*Hansard 3, Commons*, vol. 39, 497 (1 Dec. 1837)). ルーカスは、ラッセル卿がリネン産業について発言した部分を取り上げ、リネン産業は衰退しており、ラッセル卿の数字は現在は当てはまらないと述べた (*Hansard 3, Commons*, vol. 39, 499 (1 Dec. 1837)).

してみよう。

(a) 救貧院システム

ショー卿は救済を老人などに限定すべきだとした¹¹⁸⁾。

(b) 定住法

ショー卿やヤング、サグデン卿は政府案に賛成し、定住法の導入に反対した。そのいっぽう、ルーカスとロウチがその導入を支持した¹¹⁹⁾。ところで、この当時ラッセル卿は定住法の導入について態度を決めかねていたようである。というのも、定住法が導入されない場合にはすべての教区連合を同時に設立するか、最初に設立する教区連合に何らかの準備をすることを考慮していると述べているからである¹²⁰⁾。

(c) 院外救済

ショー卿やヤング、サグデン卿は院外救済の導入に反対した¹²¹⁾。

(d) 移民・公共事業

救貧法だけではアイルランドの貧困は解決できないとして移民や公共事業を政府が推進する必要があると、ショー卿やフレンチ、クレメンツ卿は主張した。アイルランド人の状況を改善するためには、救貧法とともに移民・公共事業にかんする政策も同時に導入する必要があることが訴えられた¹²²⁾。

(e) 救済すべき人数

ラッセル卿は、ニコルズの「調査報告書」の救済人数を正確であるとみなし、貧民調査委員会が救済すべき人数を238万5000人と算定したことについて、それが過大に算定されていると発言したのは、先にみたとおりである。ショー卿は、貧民調査委員会の算定した救済人数は過大に見積もられているが、ニコルズの数もまた過小に見積もられており、実際の救済人数はこれらのあいだにあると主張した¹²³⁾。フレンチは、救済すべき人数について貧民調査委員会とニコルズのどちらが正しいのかを政府は明らかにすべきだと述べた¹²⁴⁾。

118) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 493 (1 Dec. 1837).

119) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 495, 500-2 (1 Dec. 1837).

120) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 491-2 (1 Dec. 1837).

121) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 493, 500-1 (1 Dec. 1837).

122) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 495, 497 (1 Dec. 1837). 財務相がフレンチの発言を取り上げ、昨年成立した公共事業の法律は緊急時にもみ施行されると述べ、公共事業の恒久化に否定的な発言をした。するとオブライエンは公共事業の必要性を唱え、リンチは財務相のような解釈はできないと主張している (*Hansard 3, Commons*, vol. 39, 499-501 (1 Dec. 1837)).

123) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 493 (1 Dec. 1837).

124) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 497 (1 Dec. 1837).

(f) 救貧法委員会の構成とその権限

救済人数が過小評価されていることによって、実際の救貧費用が想定された額を上回ることになることを危惧した議員がいた。スタイル卿は救貧費が年間200万ポンドに上るのではないかと述べ、救貧費を保護委員の裁量によって抑制するために、保護委員会の権限を強めるように主張した。クレメンツ卿もまた、救貧税納付者が救貧費を直接コントロールすべきだと提案している¹²⁵⁾。

こうしてさまざまな問題が指摘されたにもかかわらず、救貧法案を導入することに対して賛成意見が相次いだ。そのためラッセル卿は法案が好意的に受け入れられていることに満足の意を表し、第二読会と委員会審議を1838年2月はじめに開催する予定であることを告げた¹²⁶⁾。

5. 第二次法案の下院における第二読会

第二読会が1838年2月5日と2月9日の二日間におこなわれた。2月5日に意見を述べた議員を順に列挙すると、スタイル卿、ショー卿、オコンネル、アイルランド・ホイッグ (リベラル) のジェイムズ・ギブソン (James Gibson)、アイルランド・ホイッグ (リベラル) のジェイムズ・グラタン (James Grattan)、ライトソン (Wrightson)、ホイッグのポーレット＝スクロウプ、ハインドリ (Hindley)、クレメンツ卿、リピール派のウィリアム・ロウチ (William Roche)、ラッセル卿の11名だった。2月9日の発言者は、オコンネル、ショー卿、オブライエン、アイルランド・ホイッグ (リベラル) のトマス・レディングトン (Thomas Redington)、アイルランド・トーリのエドワード・コノリ (Edward Connolly) 大佐、オームズビー・ゴア (Ormsby Gore)、アイルランド・トーリのエドワード・リットン (Edward Litton)、リピール派のバロン、アイルランド・トーリのジョン・ヤング、ギブソン、F・トレンチ (Trench) 卿だった。

第二読会においてもっとも注目すべきことは、第一次法案に賛成していたオコンネルが第二次法案に突如として反対を表明したということである。2月5日、彼は、アイルランドの貧困は救貧法によっては解決できず、さらにアイルランドは救貧法を導入するには貧しすぎ、800人を収容する救貧院を100も建設することは不合理的だと主張したのだった¹²⁷⁾。

125) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 496 (1 Dec. 1837).

126) *Hansard 3, Commons*, vol. 39, 492-502 (1 Dec. 1837).

127) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 779-80 (5 Feb. 1838).

以下にみるように、オコンネルは委員会審議において、多数の修正案を提出しながらみずからの反対の意思を表していった。

2月9日、オコンネルが法案への反対理由を詳細に説明した¹²⁸⁾。オコンネルは第一次法案のさいには反対する勇気がなかったが、今回は反対すると述べた。彼の反対理由は、簡単にいえばアイルランドとイングランドでは状況が違うということだった。彼は以下のように説明した。イングランドでは農業人口が全体の4分の1を占めているのに対し、アイルランドでは3分の2だった。グレート・ブリテンの耕地面積が3200万エーカー、農業生産高1億5000万ポンドであるのに対し、アイルランドの耕地面積は1400万エーカー、農業生産高は3600万ポンドにすぎない。このことからオコンネルはアイルランドには資本が不足していると主張したのである。さらに、彼は1837年1月5日までの「財政報告」を参照しながら、人口1600万人のグレート・ブリテンの歳入が5500万ポンドであり、人口800万人のアイルランドの歳入が、グレート・ブリテンの11分の1以下の480万ポンドにすぎないという事実を指摘した。オコンネルはこうした事実から、資本が不足しさらに貧しいアイルランドに、救貧法の導入による新たな課税をすべきではないと主張したのである。

また、オコンネルは、ニコルズの性急な「調査報告書」について以下のような観点から批判を加えた。第一に、ニコルズは「貧困 (poverty)」と「困窮 (destitute)」を区別し、アイルランドはイングランドよりも貧困の度合いが高いが、困窮はイングランドと同程度であるとしたことを問題としてとりあげた。オコンネルはこうした区別には意味がないと述べた。第二に、ニコルズの算定した救済人数は過小評価であることを説明した。とくにニコルズが「第二次調査報告書」で人数算定の根拠としたウィリアム・スタンリ (William Stanley) の数字に疑問を投げかけている。そしてオコンネルはアイルランドに救貧法が導入された場合に、生じるであろう事態を次のように想定している。救貧法は、貧民同士あるいは家族の助け合いや慈善活動を減少させ、救貧院に入りたがらないアイルランド人労働者はイングランドに雇用を求めて渡りイングランド人労働者の賃金を引き下げる。また救済を拒否された者たちは、不満を爆発させて暴動をひきおこす可能性があるということだった。

ところでリピール派の指導者であるオコンネルが反対したものの、リピール派が全体として反対に回ったのではなかった。というのも、同じリピール派のウィリアム・ロウチが、救貧法をアイルランドに導入する時期としては、現在がもっとも相応しい時期であり、救貧法の導入はアイルランドの繁栄の第一歩になると述べ、救貧法に全面的に賛成している

128) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 947-65 (9 Feb. 1838).

からである。また、彼はリムリックの「ハウス・オブ・インダストリ (House of Industry)」では一人当たりの救貧費が3ペンスほどしかかかっていないので、アイルランド救貧法の救貧費もそれほど多くはならないだろうと予想している¹²⁹⁾。

ラッセル卿は直ちにオコンネルに反論し、救貧法のアイルランドへの導入の必要性を改めて以下のように説明した。救貧法が存在している国は繁栄しており、アイルランドの繁栄のためには救貧法は必要な手段である。救貧法を導入することによって、秩序が維持され、そのことが国の繁栄へとつながる。また、地主が貧民の救済に負担を負うことになるので、貧民を出さないように農地経営にも関心をもつことになろう。また、オコンネルが「貧困」と「困窮」に区別がないと主張したことに対して、ラッセル卿は明らかな違いがあると反論した。すなわち貧困者は財産をもっておらず、困窮者は財産をもっていないだけでなく食物を得るためにみずからの自由をも差し出すと、その違いを説明した。貧民調査委員会の提言を無視しているという批判に対しては、ラッセル卿は公的・強制的な救済という委員会の提案は受け入れていると応じた。そのうえで、貧民調査委員会の提言と救貧法案が異なる点を二点あげ説明した。第一に、院外救済につながるような病人を自宅で救済することを法案には盛り込まなかった。第二は、労働可能者を救済することにしたことである¹³⁰⁾。

オコンネルとともに法案に反対したのは、ゴアとギブソンだった。ゴアは法案に以下のように反対した。まず、アイルランド人貧民は救貧院に入ることを嫌って、イングランドにやって来るのでイングランドにマイナスの効果を与える。さらに、彼は救貧法の有する中央集権の原則に反対している¹³¹⁾。ギブソンは、定住法がない救貧法は空想的であり、法案はアイルランド人貧民の救済について不在地主が追うべき負担を在地地主に転嫁しているという反対理由を述べた¹³²⁾。

法案に全面的に賛成したのは、バロン、ヤング、トレンチ卿だった。バロンは法案の細部に至るまで賛成であると述べた。また、彼はウォーターフォードではすでに救貧院システムが試みられており、資金さえ十分であればシステムは機能すると主張した¹³³⁾。ヤングは、法案に移民の条項が盛り込まれていることを評価し、法案に全面的な賛成を表し、

129) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 786-7 (5 Feb. 1838).

130) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 965-73 (9 Feb. 1838).

131) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 986-7 (9 Feb. 1838). ゴアは、法案の移民にかんする条項に反対したのだが、その理由は広大な荒蕪地を開墾するために労働力を使用すべきであるということだった。

132) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 989 (9 Feb. 1838).

133) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 987-8 (9 Feb. 1838).

救貧院はアイルランド人の利益になると述べている¹³⁴⁾。

残りの議員たちは法案に消極的な賛成を示し、後にみるような問題点の指摘をおこなった。消極的な賛成意見としてショー卿は、救貧法はアイルランドの窮状を解決する万能薬とはならないが、少なくともその解決には役立つと述べた。とくに彼が重視したのは、貧困は治安を悪化させ人命や財産の安全を脅かし、資本や技術の導入を阻止するということだった¹³⁵⁾。オブライエンは、アイルランドの店主や小規模な占有者たちは救貧法を望んでいると述べ、レディングトンは、救貧法をアイルランドの状況を改善し、土地への競争も緩和すると主張した¹³⁶⁾。それでは、議員たちが指摘した問題点を、(a)救貧院システム、(b)定住法、(c)被救済権、(d)院外救済、(e)移民・公共事業、(f)救済すべき人数、(g)救貧税、(h)教区連合、(i)物乞いの禁止、(j)保護委員会の選出、(k)救貧法委員会の構成と権限、という項目別にみてみよう。

(a) 救貧院システム

救済対象を病人や身体障害者に限定すべきだという意見が、ショー卿や、貧民調査委員会の委員だったライトソン、オブライエン、コノリ大佐、リットンから出された。ショー卿は法案のままでは救貧院が不足することになり、救貧院における救済を老人のみに限定し、労働可能者は移民させたり、公共事業で雇用を与えるべきだと提案している。オブライエンは、イングランドにおいて救貧院システムの拡大に反発が広がっている事実を指摘し、救貧院における救済を老人や浮浪者に限定し、労働可能者には院外救済を認めるべきだと提案した。また、ギブソンは救貧院に家族を別々に収容することの問題点を指摘している¹³⁷⁾。

(b) 定住法

ギブソンが定住法の導入を訴えたのに対し、ルーカスは定住法に代替する何らかの措置を導入すべきであると主張した¹³⁸⁾。

(c) 被救済権

スタイル卿は貧民に被救済権を与えることを提案した¹³⁹⁾。

134) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 988-9 (9 Feb. 1838).

135) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 973-7 (9 Feb. 1838).

136) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 977, 985 (9 Feb. 1838).

137) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 779, 782 (5 Feb. 1838), 976, 978, 986-7 (9 Feb. 1838).

138) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 781 (5 Feb. 1838), 984 (9 Feb. 1838).

139) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 774-8 (5 Feb. 1838).

(d) 院外救済

院外救済を容認すべきだと主張する者はおらず、ショー卿がその導入に反対の意見を述べた¹⁴⁰⁾。

(e) 移民・公共事業

スタイル卿は、アイルランドの貧困は雇用不足に起因しており、救貧法は雇用を増やさないで、救貧法はアイルランド人の困窮を解決できないと述べた。そこで彼は救貧法とともに、政府が移民や公共事業をおこなうべきだと発言した。ポーレット＝スクロウプは、救貧法はアイルランド農村の騒擾を防ぐなど、アイルランドを平和化するであろうと法案支持を表明したうえで、移民と公共事業の重要性を強調した。すなわち、彼は法案の移民にかんする条項を削除すべきでなく、公共事業にかんする法律を救貧法と同時に導入すべきだと主張した¹⁴¹⁾。ショー卿は、救貧院で救済を受けるのは老人などに限定すべきであって、労働可能者は移民させるべきだと発言した。グラタンは、法案はアイルランドの状況を改善するために導入されたもののなかで、最善のものであると賛成したが、移民にかんする条項は考え直すべきだと述べている¹⁴²⁾。

(f) 救済すべき人数

救済人数が過小評価されているのではないかということが問題にされた。ショー卿やオブライエン、ギブソンは、貧民調査委員会が主張した230万とニコルズの算定には大きな開きがあり、救貧法案の想定した人数を大きく上回る可能性があると述べた¹⁴³⁾。

(g) 救貧税

スタイル卿は、5ポンドの土地を占有している者は、救貧税を地主と折半しなければならず、過大な負担を負うことになる述べた¹⁴⁴⁾。救貧税については、ルーカスが法案では救貧税を地主とテナントの双方が負担することになっているが、地主がすべて負担すべきであり、そしてアイルランドの各地域では農地規模が異なるので、地域に応じた救貧税の納付を考える必要があると述べた¹⁴⁵⁾。コノリ大佐は、救貧税額はできるかぎり、各地域で決定すべきだと主張した¹⁴⁶⁾。

(h) 教区連合

140) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 778-9 (5 Feb. 1838).

141) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 782-3 (5 Feb. 1838).

142) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 782 (5 Feb. 1838).

143) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 975, 978 (9 Feb. 1838).

144) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 775 (5 Feb. 1838).

145) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 981-5 (9 Feb. 1838).

146) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 986 (9 Feb. 1838).

教区連合の規模については、オブライエンとルーカスが規模が大きすぎると批判を加えている¹⁴⁷⁾。

(i) 物乞いの禁止

「物乞いを処罰する条項 (mendicancy clause)」が批判された。ハインドリはアイルランドに救貧法は必要であると法案への支持を表明したとはいえ、物乞いを処罰する条項を救貧法に盛り込むと、貧民たちが処罰を恐れてイングランドにやってくる可能性があるので、こうした条項は法案から削除すべきだと提案した¹⁴⁸⁾。クレメンツ卿もまた物乞いにかんする条項は削除すべきだと述べたうえで、法案の一般的な原則についてラッセル卿の意見を質した。ハインドリやクレメンツ卿がおこなった、物乞いにかんする条項を救貧法案から削除すべきだという提案に対して、ラッセル卿は、アイルランドにはすでに浮浪者を取り締る法律があり、救貧法が最初のものではないので削除する必要はないと反論した¹⁴⁹⁾。

(j) 保護委員会の選出

スタイル卿は救貧税納付者が保護委員に就任することによって、彼らは救貧費を削減するため公正な救済をおこなわなくなると指摘した¹⁵⁰⁾。

(k) 救貧法委員会の構成と権限

クレメンツ卿は、救貧法委員の権限について、より具体的にいえば教区連合の設立やその規模を決定するさいに、救貧法委員はどのような権限をもつのか、ということを問いただしている¹⁵¹⁾。救貧法委員の権限の大きさも問題にされた。オブライエンは、救貧法委員会の権限に制限を設けるべきだと述べた。レディングトンは救貧法委員が強大な権限をもつことに対しては、反対を唱えている。

こうした議論の末、法案の第二読会通過をめぐる採決がとられた。採決の結果、賛成が277票、反対が25票という圧倒的多数をもって、法案は委員会へと送られた¹⁵²⁾。表3は第二読会通過に反対した議員のリストである。

このリストから二つのことがわかる。ひとつは、反対議員25名中13名がアイルランド選出議員であり、すべてのアイルランド選出議員が救貧法に反対していたのではなく、イギリス選出議員のなかにも反対していた議員が存在していたことである。もうひとつは、ト

147) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 980, 984 (9 Feb. 1838).

148) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 783-5 (5 Feb. 1838).

149) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 788 (5 Feb. 1838).

150) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 775 (5 Feb. 1838).

151) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 785-6 (5 Feb. 1838).

152) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 990-2 (9 Feb. 1838).

表3 第二次救貧法案の下院における委員会審議をめぐる採決の反対者

議員	所属	議員	所属
T・アトウッド	Ra	H・ケムブル	Br
J・J・ボドキン	IW	A・M・ロックハート	Br
W・ブラバーゾン卿	IW	マクナマラ少佐	Re
H・ブリッジマン	IW	H・マクスウェル	IT
H・チェスタ	IW	J・オコンネル	Re
W・ダンカム	Br	M・オコンネル	Re
G・エヴァンス	IW	J・B・R・オニール	IT
N・フィッツシモン	Re	R・T・パーカ	Br
O・J・R・ゴア	Br	G・プリム	Br
O・W・ゴア	Br	R・スカーレット	Br
グランビイ伯爵	Br	ヴァーナ大佐	IT
E・ヘイズ卿	Br	H・R・ウェスタンラ	IW
インゲストリ子爵	Br	合計 25名	

注) Br: イギリス選出議員, IW: アイルランド・ホイッグ, IT: アイルランド・トーリ, Ra: 急進派, Re: リピール派
 出典) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, p. 991より作成。

ーリ, ホイッグ (リベラル), リピール派という党派別に法案への賛成・反対を色分けすることができないということである。いずれにせよ, 第二次アイルランド救貧法案は, 1838年2月9日, 下院の第二読会を通過し, その審議の舞台は委員会へと移るのである。

6. 第二次法案の下院における委員会審議

1838年2月12日, 委員会審議が開催された。委員会審議に先立って法案への意見を述べた議員がいたが, それらを発言順に列記するとクレメンツ卿, サグデン卿, フランシス・バーデット (Francis Burdett), バロン, ブラバーゾン卿, C・A・ウォーカ (C. A. Walker) である。このうち, クレメンツ卿とサグデン卿は法案への支持を表明しながらも問題点を指摘した。バーデットとブラバーゾン卿は法案への反対意見を述べた。まず, 前者からみてみよう。

クレメンツ卿は, 度々問題となっていた院外救済と定住法については二つとも導入すべきだと述べた。救貧法委員の権限が大きすぎるという意見に対して, 問題なのは権限の大きさよりも, 救貧法委員が各地域の事情を知らないことだと述べ, 各地域に精通した「救貧法委員補佐」を任命すべきだと主張した。また, 救貧法の実施にあたっては, 二点を提案している。ひとつは聖職者の協力を仰ぐことであり, もうひとつは貧しい西部から救貧

法を実施していくことだった¹⁵³⁾。サグデン卿は救貧法案の改善すべき点を以下のように指摘した。第一に、大規模な救貧院を建設するだけでは、アイルランド人貧民を救済できないので、限られた範囲内で院外救済を導入すべきだ。第二に、救済の対象を最初は老人などに絞り、徐々に救済の対象を拡大すべきである。第三に、病院や慈善施設などを救貧法委員の監督下におくべきではない。第四に、定住法が導入されない状況で教区連合が貧民の移民費用を支出した場合、特定の教区連合の負担が大きくなる可能性がある。第五に、救貧費には制限を設けるべきである。第六に、現在の法案では浮浪者を取り締めることはできない。第七に、家族の面倒をみない者を罰するべきではない¹⁵⁴⁾。

次に法案に反対したバーデットとブラバーゾン卿の主張をみてみよう。バーデットは、アイルランドに救貧法は適用できないとして、五つの反対理由を述べた。第一に、貧しい占有者は救貧税を支払えない。第二に、アイルランド人は救貧法を要求していない。第三に、救貧院の建設には多額の費用がかかり、それを救済に回したほうが良い。第四に、慈善活動がおこなわれなくなる。第五に、イングランドで成功していない救貧院システムをアイルランドに導入すべきではない¹⁵⁵⁾。こうしたバーデットの反対意見に、バロンが応じている。バロンはウォーターフォードの事例をあげ、そこでは過去50年間にわたり法案で提案されたシステムで貧民の救済がおこなわれており、アイルランドに救貧法を導入しても差し支えがないと、法案への賛成意見を述べた¹⁵⁶⁾。

ブラバーゾン卿は、自立できない者を救済する必要性を認めていたものの、法案には以下のような点から反対した。第一に、救貧法案について多くのアイルランド人が反対の声をあげている。第二に、貧民調査委員会の提言を無視している。第三に、イングランドにおいて救貧院システムの効果について意見が分かれている。ブラバーゾン卿はアイルランドの貧困の原因を不在地主に求め、彼らの存在を保証している、イングランドによるアイルランドの併合こそが貧困の原因があると主張した。そのためにも併合法を撤廃することが、アイルランド再生の手段だと訴えた¹⁵⁷⁾。ウォーカが、法案はアイルランド人地主の意見にもとづいていると手短かに発言した後、ようやく委員会審議がはじまった¹⁵⁸⁾。それでは、条項ごとにどのような議論がおこなわれたのかをみていこう。

153) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1007-9 (12 Feb. 1838).

154) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1009-15 (12 Feb. 1838).

155) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1015-8 (12 Feb. 1838).

156) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1018-9 (12 Feb. 1838).

157) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1019-21 (12 Feb. 1838).

158) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1021 (12 Feb. 1838).

(1) 第1条

第1条は救貧法委員にかんする条項だった。政府案ではイングランド救貧法委員がアイルランド救貧法を監督するというになっていた。ラッセル卿はイングランド救貧法委員は救貧法システムに精通しているので、アイルランド救貧法を担当しても支障はないと説明した。だが、イングランド救貧法委員がアイルランド救貧法の実施責任者になることに、反対を唱える意見が出された。もっとも強く反対したのは、オコンネルとブラーであり、二人はアイルランド独自の救貧法委員会の設立を主張した。ショー卿やサグデン卿、J・グラタンはアイルランド救貧法を担当する救貧法委員はアイルランドに居住すべきであると主張し、オコンネルたちよりはイングランド救貧法委員の関与を容認した。また、グールバーン (Goulburn) やルーカスはダブリンにオフィスを設置することを主張している。オコンネルが「アイルランド救貧法委員が法律の実施に当たる」という主旨の修正案を提出したので、政府案への賛否を問う採決がおこなわれ、政府案が賛成117票、反対23票で可決された¹⁵⁹⁾。こうして、アイルランド救貧法はイングランド救貧法委員の監督のもとで実施されることになった。

(2) 第12条

第12条は、救貧法にかんする調査をおこなうさいに、救貧法委員補佐が証人に宣誓させるという条項だった。グールバーンが、この条項にかんするイングランド新救貧法とアイルランド救貧法の相違について質問した。というのも、イングランド新救貧法では、証人が宣誓して証言するか、宣誓なしに供述 (declaration) するかを、救貧法委員補佐が決定することになっていたのに対し、アイルランド救貧法では、証人みずからがそれを選択できることになっていたからだった。アイルランド担当相が証人はたとえ宣誓をしなくとも虚偽を語れば偽証となると答えると、グールバーンはそれに納得した。するとオコンネルが、証人に宣誓をさせるという文言自体の削除を提案した。ピール卿とハウイック子爵が反対意見を述べた後、政府案についての採決がとられた。政府案は賛成148票、反対77票で可決された¹⁶⁰⁾。

(3) 第15条

第15条は教区連合の設立にかんする条項だった。オブライエンが教区連合の規模には何らかの制限を設けるべきだと主張した。アイルランド担当相はこの件については救貧法委員の裁量に委ねるべきであるとして、オブライエンの意見を一蹴した。これに対して、W・D・ダングス (W. E. Dundas) は、イングランド救貧法の経験からすると、大規模な教区

159) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1021-5 (12 Feb. 1838).

160) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1025-8 (12 Feb. 1838).

連合は不便だと述べた。そしてゴーリング (Goring) がイングランドでは教区連合の救貧院から10マイル以上離れた教区は、その教区連合に編入されないと指摘し、修正案を提出した。それは、「教区連合の救貧院から8アイルランド・マイル (Irish miles) 以上離れた教区は、その教区連合に含めない」というものだった。オコンネルもまた教区連合の規模に制限を加えるべきだと述べている。こうした教区連合に制限を加えるべきだという意見に対して、サージェント=ウルフ (Sergeant Woulfe) やハウイック子爵、ピール卿は制限を設けることに反対し、とくにピール卿は救貧法委員の権限に制限を加えるべきではないと主張した。こうした議論の末、ゴーリングは修正案を撤回し、政府案が承認され、アイルランドでは教区連合の規模には制限が設けられないことになった。この条項の審議をもって2月12日の審議は終了した¹⁶¹⁾。

(4) 第16条

2月16日に委員会審議が再開されたが、第16条の審議に先立って、ルーカスが定住法を議論すべきだという動議を提出した。フレンチやオコンネル、サグデン卿はルーカスの動議に賛成の意を表したが、財務相とピール卿は反対した。結局、ルーカスは動議を撤回し、委員会審議が開催されることになった。だが、トマス・アトウッド (Thomas Attwood) が審議をはじめの前に救貧法案にかんするみずからの意見を述べることを要求した。彼は救貧法はアイルランドの貧民には残酷であり、テナントには不公正であると主張し、救貧法に代わる政策を提起した。それは、通貨価値の変更や、地主の専横的な権力の抑制、荒蕪地の開墾、2000万ポンドのアイルランド融資などだった。融資についてアトウッドは、「ジャマイカのネグロ」の解放に2000万ポンドを支出することを決定したのだから、彼ら以上に状態が悪い、「アイルランドのネグロ」に2000万ポンドを支出することは当然であると述べている。また、彼は、アイルランドは救貧法を維持することができないほど貧しいことはなく、アイルランドのジェントリは外国で富を消費していると述べている¹⁶²⁾。

この後ようやく第16条の審議に入ったが、この条項は教区連合の解体や変更にかんするものだった。政府案では救貧法委員が教区連合の解体や変更を実施できる権限をもってのに対して、オコンネルが保護委員の多数の同意を必要とするという条件を付ける修正案を提出した。修正案に賛成したのは、クレメンツ卿やオブライエン、ファーガスン卿、W・サマヴィル (W. Somerville) 卿だった。彼らはいずれも救貧法委員の強い権限に反対したのである。いっぽう、オコンネルの修正案に反対したのは、ポーレット=スクロウプやハウイック子爵、J・グラタン、サグデン卿だった。ポーレット=スクロウプとハウ

161) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1028-30 (12 Feb. 1838).

162) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1229-32 (16 Feb. 1838).

イック子爵はイングランド救貧法では、修正案のように保護委員の同意が必要とされているために、不都合が生じているという事実を指摘した。最後に、アイルランド担当相が修正案に同意しないと発言した後、政府案が承認され、救貧法委員は保護委員の同意なしに教区連合の解体や変更をおこなえることになった¹⁶³⁾。

(5) 第18条

第18条は、救貧法委員は教区連合を保護委員の選挙のために分割できるという条項だった。グールバーンが、救貧法委員が新しい区分 (division) を設定するのは問題であると発言したのに対して、財務相は政府案を擁護した。こうしたやり取りに続いて、オコンネルが新しい区分を設定するためには、多数の保護委員の同意を必要とするという修正案を提出した。アイルランド担当相が政府案に賛成意見を述べた後、修正案についての採決がとられた。採決の結果、修正案への賛成が47票、反対が84票となり、修正案は否決され救貧法委員は保護委員の選挙のために教区連合を分割できることになった¹⁶⁴⁾。

(6) 第19条

第19条は保護委員の人数と資格についての条項である。オコンネルは、聖職者が保護委員に就任できないことを規定した但し書きを削除すべきだという修正案を提出した。修正案に賛成意見を述べたのはオコンナのみだった。いっぽう、反対を表明したのは、ルーカス、コノリ大佐、ショー卿、M・L・チャップマン (M. L. Chapman)、グールバーン、アイルランド担当相、ポーレット＝トムスン (Poulett Thomson)、ワイズ、トレンチ卿だった。彼らの反対理由をまとめると以下ようになる。第一に、聖職者は精神面以外に介入すべきではない。第二に、保護委員選挙のさいの争いに聖職者が巻き込まれる。第三に、アイルランドの地主はみずからの宗派とは異なる宗派の聖職者のために税金を課されることに警戒心をもつ。第四に、聖職者は救済を申請した貧民の申請を拒絶することを嫌がる。第五に、聖職者は保護委員と貧民のあいだの調停者としての役割を引き受けるべきである。議論の末、政府案への賛否を問う採決がおこなわれ、政府案への賛成が107票、反対票が30票で政府案が可決され、聖職者は保護委員に選任されないことになった¹⁶⁵⁾。

(7) 第23条

第23条は「職権上の保護委員」にかんする条項だった。オブライエンは、職権上の保護委員となる治安判事は、「少なくとも年50ポンドの救貧税が課される財産を所有あるいは占有する」という条件を付けるべきだという修正案を提出した。これに対して、オコンネ

163) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1232-5 (16 Feb. 1838).

164) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1235-7 (16 Feb. 1838).

165) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1237-41 (16 Feb. 1838).

ルとショー卿が反対すると、オブライエンはみずからの修正案を撤回した。続いてオコンネルが、治安判事を保護委員に任命すべきでないという修正案を提出した。オコンネルは、治安判事を保護委員に任命すると農民がそれを不満に思い、騒擾をおこしたり、さらに保護委員をわざわざ選挙で選出する意味がなくなると、反対理由を述べた。修正案に賛成したのは、ジャーヴィス (Jervis) やヒューム、J・グラタンだった。ヒュームはすべての保護委員は選挙で選出すべきだと主張した。グラタンは、アイルランドには100名の治安判事が存在するので、彼らが保護委員会を支配してしまうと述べた。いっぽう、修正案に反対したのは、コノリ大佐、ジェフソン (Jephson)、アイルランド担当相、ショー卿、ハウイク子爵、サグデン卿だった。アイルランド担当相は、イングランドでは治安判事が自動的に職権上の保護委員に任命されるが、アイルランドでは総人数の4分の1に制限されているという事実を指摘している。彼らの反対理由は、有能な者が治安判事となるから、彼らは保護委員としても有能な働きをするということだった。政府案への賛否が問われることになり、政府案への賛成が124票、反対が44票で政府案が可決され、治安判事は職権上の保護委員に就任できることになった。その後、第30条まで承認され、この日の委員会審議は終了した¹⁶⁶⁾。

(8) 第32条¹⁶⁷⁾

2月19日、委員会審議が再開された。第32条は、役人の給与は教区連合の救貧費によって賄われるという条項だった。オコンネルが、救貧法はアイルランド人が望んだものではなく、イングランド人が望んだものであるから、役人の給与は「整理公債基金 (the consolidated fund)」から支払うべきであるという主旨の修正案を提出した。また、オコンネルは救貧院の建設資金が整理公債基金から支出されるのであるから、同じように役人の給与が支出されても問題はないと付け加えている。修正案には次のような二点から反対意見が出された。第一は、ラッセル卿やバロン、ロウチ、サグデン卿の意見だが、救貧費は法が実施される国が負担するのが相当であり、整理公債基金から支出されたら、経済的に効率的な運営がなされないということだった。第二は、リットンが述べたことで、アイルランド選出議員の6分の5が救貧法案に賛成しており、アイルランド人は救貧法を望んでおり、アイルランド人が費用を負担すべきだと主張した。これに対しては、オコナ＝ドン (O' Connor Don) がアイルランドでは法案への反対請願が採択されていると反論した。また、ショー卿は、はじめは整理公債基金から救貧費を支出し、後に救貧税からの支出という折衷案を出したが、最終的に政府案が採決なしに承認され、役人の給与は救貧費から

166) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1241-6 (19 Feb. 1838).

167) 議事録では第31条となっているが、第32条の誤りであろう。

支出されることになった¹⁶⁸⁾。

(9) 第35条

第35条は、救貧法委員が救貧院を必要に応じて建設あるいは賃借することができることなどを規定した、救貧院にかんする条項だった。だが、救貧院システムそのものが議論の俎上にのせられた。ショー卿が救貧院における救済対象を身体障害者や老人などに限定し、労働可能者を除外するという修正案を提出した。彼は、定住法や貧民への被救済権の付与、労働可能者のための移民や公共事業という法律を附属して成立させるべきだと述べ、救貧院における救済の限定はこうした障害を取り除くことができると説明した。

修正案に賛成したのは、コノリ大佐やライトソン、オコンネル、ジョーンズ大尉だった。コノリ大佐は、労働可能者は救貧院で救済するのではなく、移民や公共事業で救済すべきだと述べた。ライトソンは救済の対象を限定する理由を二つあげている。第一に、アイルランドの救貧費を少しでも抑制すべきだということだった。ライトソンは1817年のスタージズ=ボーン (Sturges Bourne) を委員長とする調査委員会の「報告書」を引用した。この調査委員会の「報告書」によれば、老人や身体障害者に救済を限定しても、アイルランドでは10万人が救済対象となり、一人当たり5ポンドの救済費が必要とすると救済費の総額が50万ポンドになる。アイルランドの地代が600万ポンドであるから、その10パーセントの税が必要となるということであった。理由の第二として、ライトソンはイングランドの事例をあげ、イングランド南部では救済に制限を設けなかったので、救済費が増加し労働者の賃金は減少したという、北部では救済を限定したため、賃金の減少幅がわずかに食い止められたということである。オコンネルは救貧法はアイルランドの利益にならないので、少しでも制限を加えるという理由から修正案に賛成した。彼は、アイルランドの貧困の原因を資本の不足に求め、とくにアイルランドの収入の4分の3が不在地主に流れることが問題だと説明した。したがって、彼によれば、救貧法を導入してもアイルランドの貧困は解決されないのであった。ジョーンズ大尉は労働可能者とそうでない者の区別が不可能であるという議論に反論し、救貧院の医師 (medical officer) が判断できるとした。

修正案に反対意見を述べたのは、アイルランド担当相、バロン、ルーカス、ポーレット=スクロップ、サグデン卿、エリス (Ellis)、W・マイルズ (W. Miles)、ラッセル卿だった。アイルランド担当相は、貧民を労働可能者と、そうでない者に区別することが不可能であることを反対理由にあげた。バロンは労働可能者を救済対象に含めても、保護委員会が救済に制限を設けることができると述べた。ルーカスはイングランドの救貧法原則を尊

168) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1263-5 (19 Feb. 1838).

重すべきだと述べている。ポーレット＝スクロウプやサグデン卿は、労働可能者を救済対象に含めないかぎり、物乞いは減少せずアイルランドに平穩は訪れず、このことは資本の流入を阻止すると述べている。ラッセル卿が、アイルランドには困窮した労働可能者が多数存在し、彼らを救済対象としない救貧法は残酷な法律であると発言した後、修正案への採決がとられた。採決の結果、修正案は賛成75票、反対134票で否決され、すべての貧民が救貧院で救済されることになった¹⁶⁹⁾。

(10) 第41条

2月23日、委員会審議が再開された。第41条は、保護委員は救貧法委員の命令のもとで救貧院内において貧民を救済するという条項だった。ルーカスは、定住法を導入するための文言をこの条項に盛り込むという修正案を提出した。彼はイングランドでは「法定の居住地 (settlement)」は、国民は救済されるという普遍的な権利として確立されており、アイルランドでも同じ権利を導入すべきだと主張した。もし、定住法が導入されなければ、コナハト地方やマンスタ地方などの貧しい地域から、アルスタ地方のような豊かな地域へ貧民が流入するだろうという危惧を、ルーカスは表明した。彼はアイルランドに定住法を導入しても、イングランドで生じているほどの不都合は生じないと主張した。というのも、イングランドでは法定の居住地をめぐる訴訟がおこされているが、アイルランドでは訴訟件数はイングランドほど多くはならないだろうと考えたからだった。彼によれば、イングランドでは定住法をめぐる訴訟は教区連合間ではなく、同じ教区連合内の教区間でおこされているので、アイルランドではその件数が大幅に減少するだろうと推定されたのである。その理由としては、第一に、アイルランドのひとつの教区連合の規模は、イングランドの100の教区と同じ規模であるから、アイルランドにおいて訴訟が教区連合間でおこされれば、その件数は100分の1以下になると考えられた。第二に、アイルランドの貧民の救済費はイングランドの3分の1であるから、それに応じて訴訟も減少するとされた。

ルーカスの修正案への賛成意見を述べたのは、オコンネル、リットン、E・ヘイズ (E. Hayes)、サージェント＝ジャクソン (Sergeant Jackson) だった。賛成意見をまとめてみると、次のようになる。第一は、貧民を出さないように農地経営をおこなう地主に不利になるというオコンネルの意見である。第二はサージェント＝ジャクソンの意見だが、定住法がないと貧しい地域から豊かな地域に貧民が押し寄せるといったものだった。また、リットンは法定の居住地を獲得する方法として、3年間の居住や出生、結婚を提案した。いっぽう、修正案への反対意見を述べたのは、フレンチ、ブラバーゾン卿、サグデン卿、ラ

169) *Hansard 3, Commons*, vol. 40, 1265-83 (19 Feb. 1838).

ッセル卿, クレメンツ卿, ワイズ, バロン, ウォーカ, ロウチ, ショー卿だった。

修正案への反対理由はラッセル卿の意見に集約されていたといえる。第一に、貧民が法定居住地まで移動するあいだに浮浪者となり物乞いをおこなう。第二に、イングランドにおいて訴訟などがおこされ問題となっている定住法を、アイルランドにわざわざ導入する必要はない。第三に、定住法は労働市場を制限し、雇用機会を減少させる。また、この他にクレメンツ卿やワイズが述べた理由であるが、アイルランドではすでに一種の法定の居住地が存在しているということであった。つまり、アイルランドでは伝染病の病院などではその地域で知られている者しか入ることができなかつたのである。最終的に、修正案に採決がとられ、修正案は賛成31票、反対103票で否決され、定住法の導入は見送られた¹⁷⁰⁾。

続いてオブライエンが、精神異常者や病人、孤児などの労働が可能でない者を、救貧法委員の同意のもとで救貧院以外で救済すること、すなわち「院外救済」を認めるという修正案を提出した。オブライエンは、院外救済を認めるべきであるとする次のような理由をあげた。第一に、救貧院の建設を含めて、救貧院での救済は費用がかかる。こうした資金は公共事業に振り向けたほうが良いと主張された。第二に、院外救済の費用は、確実な運営によって抑制できる。また、彼はダブリン市長が主宰した集会や、ベルファストで開催された集会で院外救済を求める決議がなされたという事実を指摘している。修正案に賛成意見を述べたのは、ベイトソン卿やオコンネル、D・キャラハン (D. Callaghan)、ポーレット＝スクロウプだった。キャラハンは、コークの「ハウス・オブ・インダストリ」の事例を紹介し、救貧院での救済はアイルランドの困窮を減らすのに効果が期待できないと述べた。ポーレット＝スクロウプは院外救済の悪弊は、それをを用いることではなく、誤用することから生じると主張した。また、ベイトソン卿はオブライエンがふれたベルファストの集会にじっさいに参加し、そこでは法案に賛成する者がいなかったと述べた。

いっぽう、オブライエンの修正案への反対意見を述べたのは、アイルランド担当相、ロウチ、ショー卿、サージェント＝ジャクソン、T・アクランド (T. Acland) 卿だった。アイルランド担当相は、院外救済をひとたび容認すれば、院外救済費が救貧費の増大に結びつくことに懸念を表明した。ショー卿は、院外救済は慈善活動を枯渇させると主張し、サージェント＝ジャクソンは救貧院システムは抑圧的なものではないと、システムを擁護した。修正案について賛否が問われ、修正案は賛成32票、反対99票で否決され、院外救済の導入は否決された¹⁷¹⁾。

170) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 61-73 (23 Feb. 1838).

171) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 73-80 (23 Feb. 1838).

(11) 第42条

第42条は救貧院における礼拝にかんするもので、救貧法委員はチャップレン（礼拝堂付き牧師〔司祭〕）を任命するという条項だった。クレメンツ卿がチャップレンを任命するのは、救貧法委員ではなく、各地域の宗派の責任者とすべきであるという修正案を提出した。これに対して、サージェント＝ジャクソンは被收容者は各自の宗派の礼拝場所にいき、礼拝をおこなうべきであり、救貧院で礼拝をおこなう必要はないと述べ、条項の削除を提案した。オコンネルが礼拝の重要性を述べた後、ラッセル卿が意見を述べた。ラッセル卿は各地の宗派の責任者がチャップレンを任命することになると、さまざまな問題が生じる可能性があるとして述べた。だが、彼は、救貧法委員がチャップレンを任命することに肯定的な態度をみせず、この条項の承認を先送りする（postpone）ことにし、この日の審議は終了した¹⁷²⁾。

(12) 第47条

3月2日、委員会審議が再開された。第47条は、救貧法委員が貧民が移民することを援助するという条項だった。J・グラタンが貧民を移民させるよりも彼らを荒蕪地の開墾に利用すべきだとして、この条項を削除するという修正案を提案した。この修正案に賛成意見を述べたのは、オコンネルやベイトソン卿、カースレイ卿だった。オコンネルはアイルランドの困窮者の人数は38万人で、そのうち36万5000人が1エーカーの土地ももっておらず、わずか2万5000人が土地の獲得競争に参加しているにすぎず、移民は土地獲得競争の緩和に効果がないと述べた。またこの条項を入れるならば、定住法を導入すべきだと主張した。ベイトソン卿は、移民は費用がかかるということを主張し、カースレイ卿は移民の効果に疑問を投げかけた。いっぽう、修正案に反対意見を述べたのは、リンチとワイズだった。リンチは移民は土地獲得競争を緩和すると述べ、ワイズは、移民によって困窮者が減少した地区に他の地区から困窮者が流入したり、労働の価格が上昇するという懸念は根拠がないと述べた。

こうした修正案に賛成・反対意見を述べた議員がただけではなく、この条項への質問や要望が何人かの議員から出された。ジョーンズ大尉は移民の費用は教区連合が負担するのか、「一般財源（a general fund）」から捻出されるのかを質問した。これに対して、アイルランド担当相は移民の経費を一般財源から賄うべきではないと応答している。サグデン卿は、定住法が存在しないなかで誰を移民させるのかが明確ではないと述べた。ルーカスは、移民として送り出した貧民がアイルランドに帰国した場合、保護委員はどのように

172) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 80-1 (23 Feb. 1838).

対応するのかと質問した。こうしたやり取りの結果、ラッセル卿は、保護委員の推薦を受けた貧民のみを移民させるために、救貧法委員の移民にかんする権限や移民の経費に制限を加えるよう、第47条を修正すると述べた。その結果、以下のような修正が条項に加えられたことになった。第一に、保護委員が救貧法委員へ移民を申請するさいに、同意を必要とする保護委員の人数を全体の過半数から、4分の3に増加させる。第二に、移民にかかる経費を教区連合の財産の毎年の純価格 (the annual net value) の1ポンドにつき1シリングを超えないとした。第三に、移民させる貧民は保護委員の推薦を受けた者に限定するとした。最終的に、グラタンの修正案ではなく、ラッセル卿の修正案に対して採決がとられ、賛成71票、反対26票でラッセル卿の案が可決された¹⁷³⁾。

(13) 第49条

第49条は、夫の妻や子供に対する扶養義務および、妻の子供への扶養義務を規定した条項だった。サグデン卿が、すべての既婚女性は自分の子供と、夫と前妻のあいだの子供をも扶養するという箇所と、私生児の母親がその面倒をみるという箇所に異を唱えた。サグデン卿はこのような扶養義務は女性への刑罰であり、イギリス憲法 (constitution) の原則と相容れないと反対理由を述べた。法務長官はサグデン卿の主張を支持し、妻が夫と前妻のあいだの子供の扶養義務を負うという箇所を削除すべきだと述べた。というのも、削除することによって第49条は、第50条 (妻や子供への救済は夫や父親への救済と考える) と整合性をもつからだった。オコンネルは、この条項はアイルランド人労働者に扶養義務をもたせることによって、イングランドにできるかぎりやって来ることを防ぐ効果があるが、アイルランド人に対しては悪影響を及ぼすと述べた。その理由についてオコンネルは以下のように述べた。現在、アイルランド人の父親や夫は家族を残してイングランドに働きにいき、そのあいだ家族は慈善に頼って生活している。そして、父親や夫はイングランドから帰り、数ヶ月間は家族とともに生活する。救貧法が成立すると父や夫は家族が救貧院で救済されるので、家族のもとに帰ってこなくなるかもしれないとうことだった。ラッセル卿は法務長官の発言に促されて条項を修正する意図を明らかにし、最終的にサグデン卿の修正案が認められ、すべての既婚女性は自分の子供と、夫と前妻のあいだの子供を扶養するという箇所が削除されることになった¹⁷⁴⁾。

(14) 第52条

第52条によれば、救貧院に収容された者の賃金が支払われていない場合には、賃金を支払う必要のある親方や雇用主は、賃金を救済資金として保護委員に支払うことになってい

173) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 374-9 (2 Mar. 1838).

174) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 379-83 (2 Mar. 1838).

た。オコンネルは、この条項の影響を受けるのは賃金を雇用主に預けておく人びとだけであり、かえって弊害も生じるので条項を削除すべきだと発言した。ラッセル卿は、この条項によって特別な利益が生まれるのではないとして、条項を削除 (postpone) することに同意した¹⁷⁵⁾。

(15) 第53条

第53条は、救貧院システムに違反した者を処罰する条項であり、扶養義務のある家族を見捨てた者や、物乞いをおこなった者などが処罰されるということだった。サグデン卿は救済を申請する者は、その家族全員が救貧院に収容されねばならないという箇所について質問した。彼の質問は、妻と3人あるいは4人の子供をもち、子供のうち1名が身体障害者だった場合、その子供は救貧院に収容されるのかというものだった。ラッセル卿は、こうした場合は保護委員の裁量に委ねると答えた。リンチはアイルランドに「浮浪者を取り締る法律 (a vagrancy law)」を導入すべきだと主張した。これに対して、ラッセル卿は救貧システムが確立されるまでは、浮浪者を取り締る法を導入する必要はないと答えた。続いてオコンネルやグラタン、クレメンツ卿が提案した文言の修正がおこなわれ、第53条は承認された。その後第58条までが承認された¹⁷⁶⁾。

(16) 第59条

第59条は土地や建物、鉱山、十分の一税などの「法定相続産 (hereditaments)」への救貧税の課税を規定した条項である。ここで問題になったのは、第一に「寡婦給与財産 (jointures)」や年金、地代、牧師の給与を法定相続産に含めるかどうかであった。このことはオブライエンが提案し、オコンネルとリットンが賛成した。反対したのは、ショー卿、リンチ、レフロイ (Lefroy) だった。ショー卿はアイルランドの地主の負担はすでに重く、これ以上の負担を課すべきでないと主張した。レフロイはイングランドでは年金受取人や抵当権者は課税されておらず、アイルランドでも同じようにすべきだと述べた。結局、オブライエンの提案は承認されなかった。

第二の問題は、鉱山にかんしてであった。レフロイは鉱山を法定相続産の対象から外すことを提案した。サマヴィル卿は雇用を生み出し社会に有益となる鉱山のような財産に課税すべきでないと主張した。これに対してアイルランド担当相はイングランドと同じにすべきだと反対した。また、ロウチは鉱山には課税すべきだが、鉱山の採掘事業のための資本には課税すべきでないという意見を述べた。この意見にはシールとカースレイ卿が賛成した。こうしたやり取りのなかで、ルーカスは救貧法が施行されてから、14年間は鉱山を

175) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 383 (2 Mar. 1838).

176) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 383-5 (2 Mar. 1838).

課税対象にすべきでないという提案をおこなった。ブラーは鉱山を開発しても利益があがっていない時期には課税すべきでないと述べた。ラッセル卿は鉱山を完全に課税対象から外すことはできないが、一定の年限の免除には同意すると述べた。結局、法案に救貧法が施行されてから7年間は、鉱山は課税の対象にしないという修正が加えられた。

第三の問題は、湿地 (bog) についてであった。政府案では湿地について明記していなかったため、スタンリ卿が湿地への課税について質問した。湿地を課税対象に含めることに賛成を表明したのは、サージェント＝ウルフとジェフスン (Jephson) だった。サージェント＝ウルフは採石場と同様に課税すべきだと述べ、ジェフスンは湿地のうち1エーカーでも利用できれば、課税対象にすべきだと述べた。反対を表明したのは、ロバート・ベイトソン卿¹⁷⁷⁾ やトレンチ卿、オコンネルだった。ベイトソン卿は湿地のような利潤を産み出さない場所には課税すべきではないと述べた。結局、湿地は課税対象に含まれることになった。

第四の問題は十分の一税についてであった。法案では十分の一税が課税対象に含まれていたが、ショー卿が、十分の一税の支払いを受ける牧師が、未納となっている十分の一税についても課税されるのは問題であると指摘した。シールもこの指摘に賛同した。だが、アイルランド担当相は、地主とテナントの関係を複雑化させずに、さらに占有者への負担を増加させるべきではないという理由から、十分の一税を課税対象にすべきだと主張した。サージェント＝ウルフは牧師は他の人びとと同じように貧民を救済すべきであるとして、政府案を肯定した。そこで、ショー卿は第59条から「十分の一税や内済金 (compositions) あるいは、十分の一税に代替する地代」の文言の削除を提案した。これに対して、サージェント＝ウルフはこの削除によってイングランドと同じになると述べた。オコンネルは、内済金に対して救貧税を徴収しないという権限を保護委員に与えれば、問題は解決すると述べ、サグデン卿はこれを支持した。法務長官は、議論されている問題は「イングランド十分の一税支払い振替法 (English Tithe Act)」で提起されており、この法律の文言を採用すれば、オコンネルの提案に合致すると答えた。結局、ショー卿の提案通りに「十分の一税や内済金あるいは、十分の一税に代替する地代」が条項から削除された¹⁷⁸⁾。

(17) 第62条

第62条は土地の測量や評価が十分ではない場合、保護委員は新たな測量をおこなうという条項だった。ファーガスン卿は保護委員に大きな権限を与えるべきではなく、既存の陸地測量 (Ordnance Surveys) を利用すべきだという意見を述べた。アイルランド担当相は、

177) 議事録には Rateson とあるが、Bateson の誤りであろう。

178) *Hansard* 3, *Commons*, vol. 41, 732-9 (9 Mar. 1838).

陸地測量はアイルランドの半分しかおこなわれておらず、新たな陸地測量をおこなう必要があることを指摘した。そこでファーガス卿は、保護委員の3分の2の同意があれば、どの測量を利用するかを決定できるという修正案を提出した。この修正案について採決がとられ、賛成27票、反対50票で修正案は否決された¹⁷⁹⁾。

(18) 第67条

第67条は占有者が救貧税を支払うという条項だった。オコンネルは救貧税は地代に課税すべきであって、占有者には課税すべきではないと主張し、この条項の削除 (postpone) を提案した。オコンネルの修正案に賛成の意見を表明したのは、ルーカス、レディングトン、コノリ大佐、D・ロウチ、W・ロウチだった。ルーカスは、貧しいテナントは現金を所有しておらず、救貧税を支払うことは困難だと述べた。また、D・ロウチやW・ロウチは、占有者から救貧税を徴収する場合には、軍隊が出動しなければ徴収が難しく、占有者と軍隊のあいだで衝突がおきることになるかもしれないと懸念を表明した。いっぽう、修正案に反対を表明したのは、リットンやジェフスン、ショー卿、サージェント＝ウルフ、リンチ、ポーレット＝スクロップ、アイルランド担当相、V・ステュアート (V. Stuart)、エドモンド・ヘイズ (Edmund Hays) 卿だった。反対理由はアイルランド担当相の発言に集約できる。すなわち、占有者が救貧税を支払わなければ、所有者を確定することが難しくなり、しかも占有者は救貧法の施行に関心をもたなくなるということだった。オコンネルの修正案に採決がとられ、賛成28票、反対71票で修正案は否決され、占有者も所有者とともに救貧税を支払うことになった¹⁸⁰⁾。

(19) 第69条

第69条は地代が財産の年価値を超えた場合に、地代から軽減される救貧税の割合を定めた条項である。ショー卿はこの条項と第60条を比較し、次のように述べた。第60条では十分の一税の内済金は土地の年価格 (net annual value of the lands) を算定する場合に、控除されている。だが、第69条にしたがえば、地主は十分の一税の内済金も含んだ地代に対して救貧税を支払うことになる述べた。ジェフスンは具体的な数字をあげてこれを説明しようとした。地代が1000ポンドで、十分の一税の内済金が200ポンドの場合、救貧税は、地代から内済金を引いた800ポンドに課税される。1ポンド当たり1シリングを課税した場合、救貧税は40ポンドになる。第69条にしたがえば、地主が25ポンドを支払い、テナントは15ポンド支払うことになる述べた。これに対して、サージェント＝ウルフは、ジェフスンのあげた例は稀であり、第69条は地主とテナントが救貧税を折半する条項だと述べ

179) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 739-41 (9 Mar. 1838).

180) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 974-80 (16 Mar. 1838).

た。だが、ジェフスンの意見のほうの説得的だったため、ラッセル卿は、地主とテナントの負担を等しくするよう条項を修正することを明らかにした。

次に、オブライエンが救貧税の支払いにおける占有者の割合を2分の1から3分の1に引き下げるといふ修正案を提出した。オコンネルは修正案に賛成し、テナントの負担をできるかぎり軽減すべきだと主張した。それに対して反対意見を述べたのは、ルーカスやショー卿だった。ルーカスはテナントの負担割合を引き下げたら、地主とテナントのあいだで争いが生じ、しかもイングランドではテナントがすべての救貧税を負担しており、地主が2分の1を超える負担はフェアではないと述べた。ショー卿は地主とテナントの利害は共通であるから、救貧税における両者の負担割合は同じにすべきだと主張した。オブライエンの修正案について採決がとられ、賛成31票、反対46票で修正案は否決され、テナントは救貧税の半分を負担することになった¹⁸¹⁾。

(20) 第70条

第70条は、財産の所有者が、自分の所有する以外の財産を借りて地代・家賃を支払う場合には、救貧税からその地代・家賃が控除されるという条項だった。オブライエンが以下のような修正案を提示した。それは、年間地代 (rent-charges) や年金、寡婦給与財産の受給者は、それらの受取額 (charges) に応じて救貧税を支払う義務を負い、名目上の地主はじっさいの受取高に応じて救貧税を支払う義務を負うというものだった。これに対して、アイルランド担当相が説明した政府の意図は、年間時代に「地代付封土権地代 (fee farm rent: 永久的地代)」を含むようにするということだった。修正案を支持したショー卿は、次のような理由を述べた。1100ポンドを生み出す地所があり、年金や寡婦給与財産で950ポンドを支払ったら、地主のもとには150ポンドしか残らない。それにもかかわらず、救貧税をすべて地主に課税するのは公平ではない、ということだった。オコンネルもまた修正案を支持したが、彼は豊かな年金受給者に課税しないのは問題であると発言した。いっぽう、コノリ大佐は、修正案はアイルランドの財産価値を低下させると反対した。修正案について採決がとられ、賛成27票、反対37票で修正案は否決された¹⁸²⁾。

(21) 第71条

第71条は、5ポンドを超えない地代・家賃 (rent) の財産を占有している者は、救貧税を免除されるというものだった。フレンチはこの条項の削除を提案した。その理由は、救貧税の課税額を減らしたい所有者 (landlords) が家賃を5ポンドを超えるように引き上げ、占有者に負担させるということだった。修正案を支持したのは、レフロイとルーカスだっ

181) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 980-4 (16 Mar. 1838).

182) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 989-91 (19 Mar. 1838).

た。レフロイは条項のままでは、所有者 (landlords) が地代・家賃を引き上げるか、小規模の地所 (estate) を整理すると述べた。ルーカスは救貧税の免除にかんして線引きをおこなうことは、小規模な農民のあいだで嫉妬心が生まれ、勤勉さを阻害すると発言した。また、スタイル卿は救貧税の免除される金額を5ポンドから10ポンドに引き上げることを提案した。この提案はオコンネルによって支持された。いっぽう、修正案に反対意見を述べたのは、財務大臣とラッセル卿だった。財務大臣は、救貧税の納税者は保護委員の選挙において投票権をもっているため、この条項を削除すると救貧法が適切に運営されなくなると反対した。ラッセル卿は財産の額によって、救貧税を納付する者と納付しない者に分けることの利点として次のように述べた。ある程度の財産を所有・占有する者は救貧税を規則的に支払い、さらに法を実施できる知性もちあわせている。この条項にかんして二つの採決がとられた。第一は、救貧税の免除される地代・家賃を政府案どおりに5ポンドを超えないとするかどうかだった。採決の結果、政府案が賛成57票、反対17票で可決された。第二は、この条項を承認するかどうかだった。採決の結果、賛成49票、反対27票で第71条は承認された¹⁸³⁾。こうして5ポンドを超えない地代・家賃の財産所有者は救貧税を免除されることになった。

(22) 第74条

第74条は、財産所有者は占有者からの救貧税の受け取りを地代・家賃とみなすという条項だった。この条項に異議を唱えたのは、オコンネルとショー卿だった。オコンネルは、この条項によって財産所有者は地代・家賃を支払わない占有者を追放できる権限を得ることになり、占有者の不利益になると発言した。オコンネルによれば、占有者が50ポンドの地代・家賃のうち、30ポンドを救貧税として支払った場合、所有者は占有者を追放して50ポンドの地代・家賃を手に入れるかもしれないと述べた。ショー卿は、この条項は占有者だけでなく、所有者にも不利益をもたらすと述べた。占有者が地代・家賃の一部を救貧税として支払った場合、所有者は地代・家賃の残りを受け取る方法がないと述べた。これに対して、条項に賛成意見を述べたのは、サージェント＝ウルフ、レフロイ、リットンだった。サージェント＝ウルフは、「十分の一税法 (The Tithe Act)」は占有者に所有者への地代・家賃から十分の一税を差し引くことを認めており、このことによって所有者が残りの地代・家賃を徴集できないことにはなっていないと述べた。レフロイやリットンは、オコンネルの持ち出した例は極端であると述べた。こうしたやり取りの後オコンネルが、占有者が追放されないようにする修正案を提出した。それは、占有者が追放されるのは、地

183) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 991-4 (19 Mar. 1838).

代・家賃から救貧税を差し引いた部分を占有者がまったく支払わない場合においてのみだというものだった。委員会は政府案に対して採決をとり、賛成69票、反対8票で政府案が承認された¹⁸⁴⁾。財産所有者は占有者からの救貧税の受け取りを地代・家賃とみなすということになった。

(23) 第76条

第76条は保護委員の選出における複投票制にかんする条項だった。オコンネルは複投票制に異議を唱え、一人一票制を導入するよう修正案を提出した。アイルランド担当相は、複投票制はイングランドにおいても採用されており、財産の保護の観点からも必要だと応じた。政府案について採決がとられ、賛成58票、反対18票で複投票制が承認された。続いてオブライエンは財産に応じた投票数が公平でないとの理由から、投票数の変更を提案した。政府案では、財産の規模に応じて財産の所有者・占有者は以下の投票数にすべきだとされていた。1) 5ポンド以上50ポンド未満は1票、2) 50ポンド以上100ポンド未満は2票、3) 100ポンド以上150ポンド未満は3票、4) 150ポンド以上200ポンド未満は4票、5) 200ポンド以上は5票とされていた。そこでオブライエンは最大投票数を3票とし、三段階(200ポンド未満、200ポンドから400ポンド未満、400ポンド以上)で区分するイングランド方式の複投票制の導入を提案した。委員会は政府案について採決をとり、賛成54票、反対20票で政府案が承認された¹⁸⁵⁾。

(24) 第78条

第78条は、保護委員の選挙のさいに投票を「書き留める (in writing)」ことになっていた。オコンネルは「書き留める」を「秘密投票によって (by ballot)」に変更することを提案した。政府案について採決がとられ、賛成54票、反対27票で政府案が承認された¹⁸⁶⁾。

(25) 第79条

第79条は保護委員の選挙について代理投票を認めるという条項だった。ワイズは、代理投票制は投票者の不在を助長するから、この条項を削除すべきだと提案した。オブライエンがこの提案を支持した後、政府案について採決がとられた。政府案は賛成52票、反対27票で承認された。そして第100条までが承認された¹⁸⁷⁾。

(26) 第106条

第106条は、救貧法行政に携わる者に訴訟をおこすことにかんする条項だった。オブラ

184) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 994-8 (19 Mar. 1838).

185) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 998-1001 (19 Mar. 1838).

186) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1001 (19 Mar. 1838).

187) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1002 (19 Mar. 1838).

イエンは、被告が不法行為をおこなった場合には被告自身が裁判費用を負担し、救貧法委員が不法行為をおこなった場合には裁判費用を免除されることには問題がある、と発言した。そして彼は、不法行為をおこなった者に裁判費用を支払わせるように条項を修正する意図があるかを問いただした。アイルランド担当相は条項を修正する意図がないと答えた。するとルーカスは、「免除地代の取立人 (quit-rent collector)」の例をあげて、この条項に問題があることを示そうとした。サージェント＝ウルフが、救貧法委員に裁判費用を負担させることに反対を表明した後、この条項は承認された¹⁸⁸⁾。

(27) 第112条

第112条は、救貧法委員の職務が増加した場合、3名の委員に加えて新たに1名の委員を、女王が任命することができるという条項だった。ショー卿は法案において救貧法委員の一人はダブリンに居住し、ダブリンにオフィスを設置することになった点を指摘し、1名の委員はアイルランドの救貧行政に専従することを、政府から確約を得たいと述べた。ラッセル卿は政府の意図はショー卿の要求どおりであると答えた。すると、サグデン卿が「1名の救貧法委員が居住するダブリンにオフィスを設置する」という文言を入れることを提案した。ラッセル卿はこの文言の挿入には異存がないと答えた。ところが、オブライエンは、それだけでは不十分であると発言し、アイルランドの救貧行政を担当する救貧法委員の人数を3名とし、そのうち1名はイングランド救貧法委員、1名は医師、1名はアイルランドの事情に精通した人物を任命すべきだという修正案を提出したいと主張した。これに対して、アイルランド担当相はもはやこの件について議論を再びすべきでない述べ、政府案が承認された¹⁸⁹⁾。

(28) 第116条

第116条は解釈条項で、地代には「地代付封土権地代 (fee farm rent)」、 「自救的 (動産) 差押不能地代 (rent seck)」を含み、十分の一税には「不動産によって担保された定期収入の十分の一税 (rent charge tithe)」や地代、十分の一税に代替する内済金、牧師の給与 (minister's money) を含むという文言を入れることが、政府から提案された。この政府提案に反対意見を表明したのは、ショー卿、リットン、サグデン卿、ゲールバーンだった。彼らは牧師の給与を救貧税の課税対象にすることに反対し、それを文言から削除すべきだと主張した。いっぽう、政府案への賛成意見を述べたのは、ラッセル卿、サージェント＝ウルフ、法務長官、オコンネル、キャラハン、アイルランド担当相だった。彼らはい

188) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1179-80 (23 Mar. 1838).

189) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1180-1 (23 Mar. 1838).

ずれも牧師の給与への課税は正当であると述べている。政府の修正案にかんして採決がとられ、賛成59票、反対26票で修正案が可決された¹⁹⁰⁾。

(29) 第26条

第26条は、議論を先送りされた条項であり、救貧法委員は保護委員が職務を満足に履行しなかった場合に、有給の役人 (officer) を任命できるという条項だった。この条項は後にみるように、僅差で承認されたことからわかるように、激しい議論をひきおこした。ラッセル卿が述べたように、法案そのものへの批判がこの条項への批判にもつながった。また、イングランド救貧法にはこの条項がなかったことも議論をひきおこしたひとつの要因だったかもしれない。

第26条への反対意見を述べたのは、オブライエン、クレメンツ卿、カースレイ卿、トレンチ卿、ベイトソン卿、サマヴィル卿、D・ブラウン (D. Browne)、アーチボールド (Archbold) だった。また、最終的には撤回された修正案を提出したのは、クレメンツ卿とルーカスだった。反対意見を集約すると、第一にカースレイ卿に代表されるように、救貧法委員の権限が強すぎるということだった。オブライエンは救貧法委員の権限を強化することは、政府が認めている地方自治体の自主運営 (self-government) と相容れないと述べている。第二に、トレンチ卿やブラウン、アーチボールドらの意見にみられるように、救貧法案そのものへの反対を、この条項への反対で示そうとした。第三はベイトソン卿の意見だが、有給の役人を任命することは、私服を肥やすために利用されるということだった。いっぽう、条項への賛成意見を表明したのは、コノリ大佐、ワイズ、リットン、ヒューム、ラッセル卿、リンチ、アイルランド担当相、スタイル卿、ショー卿だった。いずれの賛成意見も、職務を適切に履行しない役人の代わりに救貧法委員が役人を任命しなければ、救貧システムは機能しない、ということだった。

ところで、クレメンツ卿の修正案は、救貧法委員の権限を少しでも弱めることを目的として、救貧法委員は新たな保護委員を任命するのではなく、彼らの給与の支払いを命じるという修正案を提出した。だが、ルーカスは、無給の保護委員をみつけれない場合、救貧法委員が任命する有給の保護委員の給与は、教区連合ではなく、保護委員の選挙区の資金から捻出するというものだった。クレメンツ卿もルーカスもみずからの修正案を撤回したので、政府案について採決がとられた。その結果、この条項は賛成35票、反対33票のわずか2票の僅差で承認され、救貧法委員は職務を満足に履行しない保護委員に代わって有給の役人を任命できることになった¹⁹¹⁾。

190) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1181-5 (23 Mar. 1838).

191) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1185-94 (23 Mar. 1838).

(30) 第72条

第72条は、十分の一税や内済金、十分の一税に代替する地代に課税される救貧税は、十分の一税の所有者が支払うというものだった。ショー卿はこの条項は救貧税の支払いを複雑にしすぎるので、占有者にまず救貧税を課税し、十分の一税の所有者は十分の一税の受領後に課税するほうが簡略かつ公正であると述べた。ラッセル卿は、ショー卿の主張に賛同し、この条項を修正すると述べた¹⁹²⁾。

(31) 救貧法委員の権限にかんする条項

カースレイ卿が第48条と第49条のあいだに、救貧法委員の新たな権限を導入する条項の提案をおこなった。それは、教区がみずからの貧民の世話をおこなうことを望む場合には、救貧法委員はその教区が救貧法を実施しないことを認めるといったものだった。すなわち、教区が望めば救貧法は実施されないということである。カースレイ卿がこの条項を提案した理由は、アイルランドにおける救貧法案への反対の強さを意識した結果だった。彼はアイルランドにおいて救貧法への反対の請願数は55通で、その署名人数は2万7259名であり、いっぽう賛成の請願数は3通でその署名人数は252名であると紹介した。提案された条項への賛成意見を表明したのは、ベイトソン卿であり、彼は救貧法システムに反対であるから、この条項に賛成すると述べた。いっぽう、反対意見を表明したのは、ラッセル卿、W・ロウチ、ショー卿だった。ラッセル卿はこの条項が導入されれば救貧法自体が無効になると述べた。また、ロウチはこの条項には教区が貧民を救済する機構が明らかにされていないと発言し、ショー卿はイングランド旧救貧法の弊害が生じると述べた。提案された条項について採決がとられ、賛成25票、反対66票で提案は否決された¹⁹³⁾。

(32) イングランド救貧法の第26条

ルーカスがイングランド救貧法の第26条をアイルランド救貧法へ導入することを提案した。この第26条とは、すべての教区は救貧院の維持、スタッフの給与、教区連合の一般経費の支払い義務を負うというものだった。だが、ショー卿は定住法が導入されていないアイルランドでは貧民がどの教区に属するのかが不明であるとして、反対を表明した。アイルランド担当相も反対意見を述べたが、イングランドとアイルランドでは事情が異なり、同じ条項であっても導入すべきではないと発言した。彼はイングランドとアイルランドの違いを二つあげており、ひとつはイングランドには旧救貧法がすでに存在していたことであり、もうひとつは、イングランドには定住法が導入されていることだった。ルーカスの

192) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1194-5 (23 Mar. 1838).

193) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1195-7 (23 Mar. 1838).

提案について採決がとられ、賛成25票、反対53票で提案は否決された¹⁹⁴⁾。

(33) 労働可能者を公共事業で救済する条項

ポーレット＝スクロウプが、保護委員会が労働可能者を公共事業で救済することを提案した。彼によれば、イングランドでは新救貧法が施行されてからの2年間で、210の教区連合が設立され、1831年のセンサスを参照すると、イングランドの人口の12分の1が救貧院あるいは院外で救済を受けており、現在の人口からすると全人口の10分の1がなんらかの救済を受けているという。ポーレット＝スクロウプはこの割合をアイルランドに当てはめると、救済される人数は、ニコルズが算定する8万人をはるかに超えると説明した。そこでポーレット＝スクロウプは、8万人を超える貧民の救済を公共事業で救済すべきだと、この条項を提案したのだった。オブライエンがこれを支持した後、ラッセル卿が反対を表明した。ラッセル卿は、イングランドのシステムをアイルランドにそのまま導入すべきではないと述べるとともに、公共事業という院外での救済を断固として拒否した。ポーレット＝スクロウプの提案は拒否された (negatived)¹⁹⁵⁾。

(34) 救貧法の全国同時実施にかんする条項

レディングトンが、教区連合の設立にかんする第15条において、救貧法をアイルランドで同時に実施する文言を盛り込んだ条項の提案をおこなった。この提案は拒否された¹⁹⁶⁾。

(35) 物乞いへの罰則にかんする条項

再びレディングトンが条項の提案をおこなった。今度の提案は、物乞いを処罰する条項を盛り込むことだったが、この提案もまた拒否された¹⁹⁷⁾。

(36) 保護委員と救貧税納付者の税の徴収にかんする条項

ベイトソン卿は、保護委員と救貧税納付者が救貧税を徴収する権限をもち、救貧法委員はこの点について介入できないという条項を提案したが、この提案は拒否された¹⁹⁸⁾。以上をもって第二次法案の下院における委員会審議は終了した。

表4は、委員会審議における採決の結果を政府案への賛成・反対という観点からまとめたものである。政府以外が提案した修正案に採決がとられた場合には、修正案への賛成は政府案への反対と便宜上読み替えている。表1の分析でも述べたように、総票数は68票か

194) *Hansard 3, Commons*, vol. 41, 1197-8 (23 Mar. 1838).

195) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 538-40 (10 Apr. 1838).

196) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 541 (10 Apr. 1838).

197) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 541 (10 Apr. 1838).

198) *Hansard 3, Commons*, vol. 42, 541 (10 Apr. 1838).

表4 第二次法案の下院の委員会審議における採決の結果

	政府案への 反対票	賛成票	票差	総票数	反対票の 割合(%)
第1条	23	117	22	140	16
第12条	77	148	71	225	34
第18条	47	84	37	131	36
第19条	30	107	77	137	22
第23条	44	124	80	168	26
第26条	33	35	2	68	49
第35条	75	134	59	209	36
第41条(1)	31	103	72	134	23
第41条(2)	32	99	67	131	24
第47条	26	71	45	97	27
第62条	27	50	23	77	35
第67条	28	71	43	99	28
第69条	31	46	15	77	42
第70条	27	37	10	64	42
第71条(1)	17	57	40	74	23
第71条(2)	27	49	22	76	36
第74条	8	69	61	77	10
第76条	20	54	34	74	27
第78条	27	54	27	81	33
第79条	27	52	25	79	34
第116条	26	59	33	85	31
救貧法委員の権限	25	66	41	91	27
イングランド救貧法の第26条	25	53	28	78	32

出典) *Hansard 3, Commons*, vols. 40-2より作成。

ら209票と大きな差があり、すべての議員の法案への意見を知ることはできない。

もっとも政府案への反対票の割合が高かったのは、第26条(49%)であり、以下第69条(42%)、第70条(42%)、第18条(36%)、第35条(36%)、第71条(2)(36%)などとなっている。これらの政府案への反対をみることによって、三つのことがいえる。第一に、救貧法委員の権限を弱めようとする意見が強かったことである。これは第18条と第26条への反対にみられる。第18条への修正案は、救貧法委員が保護委員の選挙のために新しい区分を設けるには多数の保護委員の同意を必要とするというものだった。第26条は委員会審議において先送りされた条項で、保護委員が職務を満足に履行しない場合には、救貧法委員が有給の役人を任命できるという条項だった。第二は、イングランド新救貧法の原則へ

の反対がみてとれ、労働可能者への救済を拒否しようとした。第35条への修正案は、救貧院における救済を身体障害者や老人などに限定し、労働可能者を除外するというものだった。第三は、救貧税の納付にかんしてテナントや小規模の財産所有者に有利になる修正案に支持が集まった。第69条への修正案は、救貧税の支払いにおいて占有者の割合を2分の1から3分の1に引き下げるというものだった。第70条への修正案は、年金や寡婦給与財産の受給者も救貧税の支払い義務を負うというものだった。第71条は5ポンドを超えない地代・家賃 (rent) の財産所有者は、救貧税を免除するというものであり、スタイル卿らは救貧税の免除者を多くしようと試みた。(続)